

## 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会 表彰規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成31年 3月20日議決

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の事業に協力し、又は地域の社会福祉の進展に功労があった団体及び個人を表彰し、その功績を顕彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域福祉の向上、その他住民の福祉の増進に広く貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 本会の福祉事業推進のため、10万円以上の金品を寄附したもの
- (3) 本会の役員及び評議員として10年以上にわたり在職し、社会福祉事業の発展に寄与し、その功労が顕著な者
- (4) その他特に表彰の必要があると会長が認めるもの

(表彰の区分)

第3条 表彰は次の区分によって行う。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 感謝状の授与

2 前項の表彰には、必要により記念品を添えることができる。

(表彰の手続き)

第4条 この規程に基づく表彰に該当すると認められる団体及び個人を推薦しようとするものは、表彰内申書（別記様式）を作成するものとする。

(表彰の決定及び方法)

第5条 会長は、前条の内申があったときは、内容を審査しその可否を決定する。

2 表彰は原則として、その都度行うものとする。ただし、都合によりこれをまとめて行うことができる。

3 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、その遺族にこれを伝達する。

4 会長は、表彰したものの事績等を広報する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日	
渋川市社会福祉協議会 会 長 様	
内申者 職名 氏名	
⑩	
表 彰 内 申 に つ い て	
渋川市社会福祉協議会表彰規程に基づく表彰対象者として次のとおり内申します。	
氏 名 (団体名 代表者名)	
生 年 月 日 (設 立 年 月 日)	年 月 日 ( 歳)
現 住 所 (事務所所在地)	TEL
職 業 又 は 公 私 の 職 名	
表 彰 理 由 ( 功 績 の 内 容 ) ( 活 動 期 間 等 )	
表 彰 歴 等	